

**7月は障害者医療費
受給者証の更新月です**

現在「障害者医療費受給者証」をお持ちの方に、8月1日から利用可能となる受給者証への更新手続きを行うための「更新申請書」を郵送します。必要事項を記入のうえ、7月中旬に市役所保険年金課または赤羽根・渥美各支所の市民生活課へ提出してください。

持参するもの＝保険証、印鑑、身体障害者手帳または療育手帳、医師の診断書、現在お持ちの受給者証
保険年金課
23局3514 FAX 23局0180

**7月は福祉給付金の
申請月です**

福祉給付金の支払証明書をお持ちの老人医療受給者（田原・赤羽根地区は受給者番号が2で始まる方、渥美地区は受給者番号が68で始まる方）、乳幼児医療費受給者証、障害者医療費受給者証、母子家庭等医療費受給者証をお持ちの方は、市役所保険年金課または赤羽根・渥美各支所の市民生活課で福祉給付金の申請を行ってください。

なお、老人保健医療を受給してい

る方は、福祉給付金の申請を行う必要はありません。

必要な書類＝福祉給付金支払証明書（オレンジ色）または入院時の医療機関の領収書、印鑑、通帳など振込先のわかるもの（郵便局以外）
保険年金課
23局3514 FAX 23局0180

農地相談を開催します

農地に関するさまざまな相談にお答えするため、農地相談を開催します。相談は農地の地区ごとに行いますが、都合の悪い方はこの限りではありません。相談は無料で秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

日時＝8月9日（木）午前10時～正午（田原、赤羽根地区）、午後1時30分から3時30分（渥美地区）
場所＝赤羽根文化会館大会議室（2階） 申し込み＝当日、受付にて（先着順）
農業委員会事務局
23局3519 FAX 22局3817

**お盆前のし尿くみ取り
申し込みはお早めに！**

お盆前は、し尿くみ取りの依頼が多くなります。お盆前にくみ取りを

希望する方（計画収集地区の方は除く）は、早めにお申し込みください。

申し込み＝月々金曜日・午前8時30分から午後5時までに電話にて
【くみ取り作業にご協力を】

・便槽のくみ取り口に物を置かない
・便槽のくみ取り口は水を入れないと汚物などが下がらず、きれいにならない場合があります。留守にするときは、水（バケツ2杯程度）をご用意ください。
・転居、転出またはトイレの廃止などを予定している方は、早めにご連絡ください。

清掃事務所
45局3000 FAX 45局3537

税

**バリアフリー改修に伴う
固定資産税の減額**

高齢者や障害者などが安心して暮らせる環境整備促進のため、「住宅のバリアフリー改修促進税制」が創設されました。

対象は次のとおりです。のいずれかに該当する方が居住する平成19年1月1

日以前から存在する家屋で、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に補助金を除く自己負担額が30万円以上のバリアフリー改修工事を完了したもの、65歳以上の方

要介護または要支援の認定を受けている方、障害のある方、減税額＝改修した住宅の床面積100㎡までの固定資産税を3分の1減額

申告＝工事完了後、3か月以内に必要書類を添えて申告、その他＝詳しくはお問い合わせください。

税務課

23局3510
23局0180



寄付

次の方々から寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

5月15日、国際ソロプチミスト日本中央ベンチャーリジョン豊橋ベンチャークラブ（会長 渡辺留美さん）から、地域社会への貢献のため絵本「でんでんむしのかなしみ」24冊。

6月6日、匿名希望の方から、田原中部小学校の図書館図書充実のため金10万円。